

短 期 入 所 生 活 介 護

介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護

契 約 書

重要事項説明書

社会福祉法人 愛和会

短期入所生活介護 はるびの郷



# 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）契約書

（２０２５年７月２２日改正）

\_\_\_\_\_ 殿 （以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人愛和会（以下、「事業者」といいます）は利用者がはるびの郷（以下、「施設」といいます）の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスについて、次のとおり契約します。

## 第１条（契約の目的）

施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第２条（契約期間）

この契約の契約期間は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定または、要支援認定の有効期間満了日までとします。

- ２ 利用者は、利用開始予定日から７日間以上の猶予をおいて、施設に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。これに対し、施設は、居室が確保できないなどの正当な理由がない限りこれを断りません。
- ３ 利用者は、利用開始日の午前９：００以降に入所し、利用終了日の午後５：３０までに退所するものとします。
- ４ 利用者は利用期間満了日から次の要介護認定の有効期限満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

## 第３条（短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供場所・内容）

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供場所は「特別養護老人ホームはるびの郷」です。所在地および設備の概要は〔重要事項説明書〕のとおりです。

- ２ 利用者が利用できるサービスの種類は〔重要事項説明書〕のとおりです。施設は、〔重要事項説明書〕に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- ３ 施設は、利用者の希望、状態等に応じて、第２項に定める各種サービスを適切に提供します。

- 4 施設は、サービス提供にあたり、利用者または、他の利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルを着ける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束や行動の制限を行わないものとし、体罰や虐待等の行為もいたしません。なお、やむを得ず抑制を行なう場合は、利用者やその家族に相談して行なうものとします。
- 4 事業者は「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者に対する職員の高齢者虐待を防止します。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、施設に申し入れることができます。その場合、施設は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

#### 第4条（短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画）

相当期間にわたり継続して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供することが予定される場合は、利用者について留意すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービスを提供する上での留意点を盛り込み、サービスの継続性に配慮したサービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、それを利用者又は家族に説明の上、同意を得て交付します。

- 2 必要に応じて短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を変更します。
- 3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の作成および変更に際してはその内容を利用者もしくは家族に説明します。

#### 第5条（サービス提供の記録）

施設は、毎回のサービスの終了時に、利用者に対しサービス提供の内容等の記録を交付します。

- 2 利用者の利用終了に際し、施設は実施したサービス内容等をその家族等に説明します。
- 3 施設は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に関するケース記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 4 利用者は、9：00～17：00の間、施設の指定する場所にて、利用者に関する第3項のケース記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、利用者に関する第3項のケース記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

利用者は、サービスの対価として[重要事項説明書]に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 施設は、当月料金の明細と合計額を記載した請求書を、翌月15日までに通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日に口座引き落とし、翌月末日までに窓口支払い、振込みのいずれかの方法で支払います。
- 4 施設は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

## 第7条（利用期間中のサービスの中止）

利用者は、施設に対して、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 施設は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 3 1項、2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。
- 4 大規模災害発生時には状況によってサービスを中止する場合があります。

## 第8条（料金の変更）

介護保険給付体系の変更または、サービス体系に変更があった場合、事業所は利用者に対して文書で通知することにより、サービス利用料金の変更をすることができるものとします。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく[料金表]を作成し、お互いに取り交わします。

## 第9条（契約の終了）

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者には通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者が、事業者を支払うべきサービス利用料を正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合。
  - ② 利用者またはその家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
  - ③ 利用者またはその家族が重要事項説明書の3(4)①記載のいずれかの言動をした場合であって、職員の安全確保が困難である等、当該利用者に対してのサービスを提供することが著しく困難になった場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

#### 第10条（秘密保持）

施設に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定に関わらず、施設は以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
- ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス施設等との間で開催されるサービス担当者会議において利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - ② 上記①の他、介護支援専門員または介護サービス施設等との連絡調整に必要な場合
  - ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し、または怪我等で医療機関にかかった際、医師・看護師等に説明する場合

#### 第11条（賠償責任）

施設は、サービスの提供に伴って施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- ① 利用者またはその家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重

要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合

- ② 利用者またはその家族等が、利用者へのサービス実施のため、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことに専ら起因して、損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者またはその家族等が、施設及びサービス従事者の指示、依頼に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第12条（緊急時の対応）

施設は、現に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を行なっている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡すると共に、医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

施設は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 施設は、この契約が終了した場合や、第9条2項または3項の規定に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情）

施設は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 施設は、利用者が苦情申し立てを行なった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

## 第16条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は利用者住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日                      年              月              日

契約者氏名

|     |          |                                   |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 事業者 | 事業者名     | 社会福祉法人愛和会                         |
|     | 代表者名     | 理 事 長    森    誠              印    |
|     | 住      所 | 茨城県古河市駒羽根320-1                    |
|     | 事業所名     | 短期入所生活介護はるびの郷<br>（東京都・1372700763） |
|     | 住      所 | 東京都東村山市秋津町一丁目32番地18               |

利用者                      住      所              \_\_\_\_\_

氏      名              \_\_\_\_\_              印

身元引受人  
（代理人）                      住      所              \_\_\_\_\_

氏      名              \_\_\_\_\_              印



# 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 重要事項説明書

（２０２５年７月２２日現在）

## １．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 ０４２－３９７－５５１１

担当 生活相談員 徳山 あかね 本井 淳 佐藤 秀行

\* ご不明な点や相談等につきましては、直接担当にお申し出ください。

なお、外出や勤務の都合で不在となることがありますのでご来所の際は  
事前にご確認ください。

## ２．当施設の概要

### （１）基本理念

利用者である要支援又は要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に  
立ったサービスの提供に努めるものとします。また、関係市町村、居宅介護支援事業  
者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供  
に努めるものとします。

### （２）提供できるサービスの種類

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 施 設 の 名 称 | 短期入所生活介護 はるびの郷            |
| 所 在 地     | 東京都東村山市秋津町一丁目３２番地１８       |
| 介護保険指定番号  | 短期入所生活介護（東京都・１３７２７００７６３号） |

### （３）職員体制（常勤換算により算出）

|           | 業務内容        | 常勤 | 非常勤  | 計    |
|-----------|-------------|----|------|------|
| 管 理 者     | 施設全体の管理監督   | １  |      | １．０  |
| 事 務 職 員   | 庶務、会計、その他   | ３  | ０．３  | ３．３  |
| 生 活 相 談 員 | 生活相談、連絡調整   | ３  |      | ３．０  |
| 介護支援専門員   | 施設サービス計画の作成 | １  |      | １．０  |
| 介 護 職 員   | 日常生活介護全般    | ２７ | １１．８ | ３８．８ |
| 看 護 職 員   | 健康管理、通院介助   | ３  | １．９  | ４．９  |
| 管 理 栄 養 士 | 献立作成、栄養指導   | １  |      | １．０  |
| 医 師       | 診察、健康管理     |    | ０．１  | ０．１  |
| 機能訓練指導員   | 機能訓練        | １  |      | １．０  |

#### (4) 設備の概要

|    |                   |                           |          |       |
|----|-------------------|---------------------------|----------|-------|
| 定員 | 88名（うち短期入所生活介護6名） |                           |          |       |
| 居室 | 4人部屋              | 18室（1室・41m <sup>2</sup> ） | 静養室      | 1室    |
|    | 2人部屋              | 4室（1室・23m <sup>2</sup> ）  | 医務室      | 1室    |
|    | 1人部屋              | 8室（1室・14m <sup>2</sup> ）  | 食堂       | 各階1ヶ所 |
| 浴室 | 一般浴槽              |                           | 機能訓練コーナ－ | 1ヶ所   |
|    | 車椅子浴槽             |                           | ロビー      | 1ヶ所   |
|    | 特殊浴槽              |                           | 談話コーナー   | 1ヶ所   |

### 3. サービス内容

#### (1) 介護保険給付サービス

介護保険法令および厚生労働大臣告示の給付となるサービスとして次のサービスを提供します。

##### ① 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の作成

##### ② 居室

- ・ 原則個室利用となります。利用いただくお部屋は利用者の心身の状態に合わせて決めます。ご利用者の心身の状態の変化から、お部屋の移動をお願いすることもあります。

##### ③ 食事

- ・ 調理内容に対して適温でお出しいたします。なお、食事時間は下記のとおりとなります。

朝食 7:30～ 8:15

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

\* 原則として各階の食堂にて召し上がっていただきます

##### ④ 入浴

- ・ 利用者の身体状況に応じ、一般浴・車椅子浴・特殊浴にて週2回の入浴を行います。
- ・ 健康状態に応じて、清拭または中止になる場合もあります。

##### ⑤ 排泄

- ・ 利用者個人のプライバシーを尊重して、利用者の心身の状況に応じた適切な方法により排泄援助を行ないます。定時のおむつ交換、トイレ誘導の他、随時対応します。

⑥ その他の介助

- ・ 着替え、移動、整容、体位交換等の介護およびシーツ交換、居室清掃、洗濯等の援助を行ないます。

⑦ 機能訓練

- ・ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画、個別機能訓練計画に基づいて、機能訓練指導員によるリハビリ訓練を行ないます。（個別訓練は毎週土曜日）

⑧ 生活相談

- ・ 生活相談員が日常生活に関することも含めて、相談援助を行なっています。

⑨ レクリエーション

- ・ 季節に合わせた行事、および簡単なレクリエーションや趣味活動を行ないます。

（２）介護保険給付対象外サービス

介護保険対象外の下記のサービスを有料にて行ないます。

① 材料費のかかるクラブ活動

（３）「高齢者虐待」の防止について

当法人は、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者に対する職員の高齢者虐待を防止するため、職員に対する研修及び指導を行っています。

（４）「ハラスメント」の防止について

当法人は誰であっても、誰からも「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」のない職場環境・介護サービスの提供・利用環境の実現を目指しています。

① 「ハラスメント」の意味

- ・ 介護サービスの提供・利用の場面における以下の行為・言動を指します。
  - \* 暴力・暴言または著しく不当な要求その他、相手方に著しく迷惑をかける言動
  - \* 相手方に不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメント）

② 職員に対する教育及び指導

- ・ 当法人は、職員に対して、利用者またはその家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修及び指導を行っています。

③ 苦情または相談

- ・ 職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談または、苦情をお申し出ください。苦情担当者が速やかに対応します。

④ 利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止

- ・ サービスの提供を困難にするため、職員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

## 4. 利用料金

(1) 「契約書別紙」の料金表に従い、利用者の要介護度に応じた金額を請求いたします。

### (2) 支払方法

施設利用料・食費・居住費他必要な品目については、1ヶ月の利用分まとめて、ご指定の口座より引き落とし、窓口支払い、振込みのいずれかの方法でお支払いいただきます。請求書並びに領収書を発行いたします。

- 指定の金融機関口座からの引き落とし
  - \* 利用翌月の27日（金融機関休業日は翌営業日）の引き落としとなります。
  - \* 引き落とし手数料100円は利用者負担となります。
- 振り込み
  - \* 利用翌月の月末までに振り込んでください。
  - \* 振込先は東京みらい農業協同組合もしくは郵便局となります。
  - \* 請求書と共に振込用紙をお渡しいたします。
  - \* 振込者名は利用者のお名前をお願いします。お名前が利用者以外の場合は、あらかじめご連絡ください。
  - \* 出来る限り、金融機関の窓口やATMからの振り込みをお願いします。
  - \* インターネットバンキングを利用したの振り込みは事故防止のためお勧めしていません。ご利用になった場合に振込確認が出来ない等の事故については一切の責任を負えません。

## 5. 施設利用にあたっての留意事項

### (1) 面会時間

午前9:00～午後9:00

- ・ ご面会の際には必ず1階事務室前の面会票にご記入下さい。
- \* 施設内や近隣における感染症の流行や蔓延の状況や、その他の事情により面会を制限させていただく場合がございます。

### (2) 外出

外出の際は、所定の用紙にご記入の上、1階事務室にご提出下さい。

### (3) 飲酒・喫煙

#### ① 飲酒

所定の場所での飲酒をお願いしております。また、飲酒による他の利用者等に迷惑のかかる行為はやめていただきます。

② 喫煙

所定の喫煙場所をお願いします。なお、煙草は職員管理とさせていただきます。

(4) 禁止行為

当施設においては、サービス従事者または他の利用者に対し、下記の行為を禁止しております。

- ① 宗教活動
- ② 政治活動
- ③ 営利活動
- ④ ハラスメント行為
- ⑤ その他迷惑行為

(5) その他

施設内の秩序の維持と安全衛生の確保にご協力ください。

6. 入退所時間

(1) 送迎希望の場合

ご自宅到着時間 9 : 30 ~ 11 : 00

施設出発時間 14 : 00 ~

\* 送迎希望の場合、居住地や配車の関係上お時間が若干前後いたします。

なお、日曜日は利用できません。

\* 出来る限りご希望の時間に調整させていただきますが、車輛事情により必ずしも希望通りの時間をお取り出来ない場合がございます。

\* 送迎区域

東村山市全域

清瀬市全域

所沢市（上安松・下安松）

(2) ご家族送迎の場合

施設到着時間 9 : 00 ~ 11 : 00

施設出発時間 14 : 00 ~ 17 : 00

## 7. 緊急時の対応方法

- (1) ご利用者に容態の変化があった場合は、応急処置および医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

| 緊 急 連 絡 先 ① |   |        |  |
|-------------|---|--------|--|
| 氏 名         |   | 続柄     |  |
| 住 所         | 〒 |        |  |
| 電話番号        |   | 携帯電話番号 |  |
| 緊 急 連 絡 先 ② |   |        |  |
| 氏 名         |   | 続柄     |  |
| 住 所         | 〒 |        |  |
| 電話番号        |   | 携帯電話番号 |  |

## 8. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な措置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、状況に応じて、保険者へ速やかに報告いたします。

## 9. 感染症及び非常災害対策

### (1) 感染症対策

施設において、感染症または食中毒が発生し、または、蔓延しないような対策を講じます。

- ① 対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、職員に周知します。
- ② 感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を策定し、随時見直しを行います。
- ③ 職員への研修や必要な訓練を実施します。

### (2) 非常災害対策

- ① 非常災害時への対応  
防災計画、避難計画に基づき対応します。

② 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、避難路、自動火災通報装置、非常放送設備

③ 防災訓練 月 1 回実施

④ 防火責任者 逸見 達也

(3) 事業継続計画の策定

① 感染症や非常災害の発生時において、サービスが継続的に提供できるようにするための計画を策定します。

② 職員への研修や必要な訓練を実施します。

③ 計画は随時見直しを行います。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

主任 高崎 繁 電話 042-397-5511

(2) その他

第三者委員 江幡 房枝 東京都東村山市秋津町3-20-7  
電話 090-7635-1178

\* 当施設以外に、都、市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都国民健康保険連合会 電話 03-6238-0177

東村山市高齢介護課 電話 042-393-5111

11. 法人の概要

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 法人名     | 社会福祉法人 愛和会      |
| 代表者名    | 理事長 森 誠         |
| 事業所名    | 短期入所生活介護 はるびの郷  |
| 事業所代表者名 | 施設長 大久保 佳世      |
| 法人所在地   | 茨城県古河市駒羽根320番地1 |
| 電話番号    | 0280-93-0234    |
| FAX番号   | 0280-93-0571    |
| 設立年月日   | 2003年8月1日       |

定款の目的に定められた事業

① 第一種社会福祉事業

ア) 特別養護老人ホーム 4事業所

② 第二種社会福祉事業

ア) 老人デイサービス事業 6事業所

イ) 老人短期入所事業 4事業所

ウ) 認知症対応型老人共同生活援助事業 1事業所

エ) 障害福祉サービス事業 1事業所

③ 公益事業

ア) 居宅介護支援事業 4事業所

イ) 地域包括支援センター 2事業所

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用にあたり、利用者に対し契約書および、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 年 月 日

事業者

事業者名 社会福祉法人愛和会

代表者名 理事長 森 誠 印

事業所名 短期入所生活介護はるびの郷  
(東京都・1372700763)

住 所 東京都東村山市秋津町一丁目32番地18

代表者名 施設長 大久保 佳世 印

説 明 者 職名 生活相談員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所  
(代理人)

氏 名 印